

参 考 資 料

第923回定例会（令和7年12月）

- 報告第1号
議案に対する意見について

P1～P6

令和7年度11月補正予算の要求状況について

補正予算要求額 675,805千円

◎ 要求の主なもの

※ 人件費以外分

特別支援学校費 367,532千円（令和7年度：0円）

○七戸養護学校校舎増築事業費（令和6～9年度）

367,532千円

七戸養護学校校舎増築工事について、施工方法を変更するとともに、工期を延長して実施するもの。（令和6年度から令和8年度までの継続費を令和9年度まで延長）

※ 人件費分

教育行政費	10,970千円
教職員人事	659千円
教育指導費	963千円
恩給及び退職年金費	53千円
小学校費	89,586千円
中学校費	263,314千円
高等学校総務費	398,340千円
高等学校管理費	2,224千円
教育振興費	194千円
特別支援学校費	△162,394千円
社会教育振興費	35,023千円
文化財保護費	6,050千円
三内丸山遺跡センター費	2,441千円
保健給食振興費	27,965千円
体育振興費	417千円

○事務局等分 86,959千円
 ○学 校 分 588,846千円

定期人事異動、人事委員会勧告に伴う給与改定及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の改正等による給与費の精査

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 概要

参考資料
報告第1号関係

1 改定理由

知事等の期末手当について、県の一般職及び国の特別職の取扱いを踏まえ、支給割合を改めるものである。

2 改定内容

年 度	支 給 月 数		
	6月期	12月期	年間
R 7 改定前	1. 700	1. 700	3. 40
R 7 改定後	1. 700	1. 800 (+0. 10)	3. 50 (+0. 10)
R 8	1. 750 (+0. 05)	1. 750 (△0. 05)	3. 50

<参考1> 国の特別職の支給割合 (R7. 10. 21現在 未確定)

年 度	支 給 月 数		
	6月期	12月期	年間
R 7 改定前	1. 725	1. 725	3. 45
R 7 改定後	1. 725	1. 775 (+0. 05)	3. 50 (+0. 05)
R 8	1. 750 (+0. 025)	1. 750 (△0. 025)	3. 50

3 改定の考え方

知事等の期末手当の支給割合は、国の特別職の期末手当の取扱いを踏まえ、県の一般職の期末・勤勉手当の支給割合に対する比率を国と同様に維持するように改定しており、今回も同様とする。

また、令和8年度以後は期別支給割合が同じになるよう引上げ分を均等割するものである。

4 施行期日

公布の日。ただし、令和8年6月期以降の支給割合に係る部分は令和8年4月1日施行。

<参考2> 本県の一般職の支給割合

年 度	6月期			12月期			年 間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R 7 改定前	1. 250	1. 025	2. 275	1. 250	1. 025	2. 275	2. 50	2. 050	4. 55
R 7 改定後	1. 250	1. 025	2. 275	1. 275 (+0. 025)	1. 100 (+0. 075)	2. 375 (+0. 10)	2. 525 (+0. 025)	2. 125 (+0. 075)	4. 65 (+0. 10)
R 8	1. 2625 (+0. 0125)	1. 0625 (+0. 0375)	2. 325 (+0. 05)	1. 2625 (△0. 0125)	1. 0625 (△0. 0375)	2. 325 (△0. 05)	2. 525	2. 125	4. 65

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案概要

1 改正の趣旨

<人事委員会勧告による改正>

令和7年10月6日付けの人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額等を改定するもの。

<義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正による改正>

令和7年6月18日に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部が改正され、学校における働き方改革の一層の推進とともに、教員の処遇改善等が行われることとなったことに伴い、所要の整理を行うもの。

2 条例の改正内容

<人事委員会勧告による改正>

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

区分	改正内容
①給料月額 (別表第1～第6)	若年層に重点を置きつつ、全給料表を引上げ。
②初任給調整手当 (第7条の3)	<p>ア 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を416,600円→417,600円へ引上げ。</p> <p>イ 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,600円→52,100円へ引上げ。</p>
③通勤手当 (第10条)	<p>ア 四輪自動車を使用する職員 使用距離が片道4km以上である職員に対する通勤手当の額を64,200円（現行44,000円）の範囲内でその使用距離に応じ、人事委員会規則で定める額を2,000円に加算した額とする。</p> <p>イ 四輪自動車以外を使用する職員 使用距離が片道5km以上である職員に対する通勤手当の額を21,700円（現行18,900円）の範囲内でその使用距離に応じ、人事委員会規則で定める額を2,000円に加算した額とする。</p> <p>ウ 駐車場等の利用に対する通勤手当の新設 自動車等使用者又は交通機関等と自動車等の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給する。</p> <p>エ 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係</p>

	る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とする。
④特地勤務手当に準ずる手当 (第11条の3)	新たに給料表の適用を受ける職員となり、特地勤務公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
⑤宿日直手当 (第15条)	<p>勤務1回に係る支給額の限度額を引上げ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の宿日直勤務 4,400円(6,600円)→4,700円(7,050円) ・医師の宿日直勤務 21,000円(31,500円)→22,500円(33,750円) ・人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務 7,400円(11,100円)→7,700円(11,550円) <p>※()は勤務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合の支給額。</p>
⑥期末手当 (第19条)	年間の支給割合を0.025月分引上げ。 (詳細は期末手当及び勤勉手当の改定内容)
⑦勤勉手当 (第19条の4)	年間の支給割合を0.075月分引上げ。 (詳細は期末手当及び勤勉手当の改定内容)

(2)任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

区分	改正内容
①給料月額 (第5条)	第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料月額を引上げ。 (12,000円~27,000円)
②期末手当 (第6条)	年間の支給割合を0.05月分引上げ。 (詳細は期末手当及び勤勉手当の改定内容)

※ 現在、任期付研究員はない。

(3)任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

区分	改正内容
①給料月額 (第7条)	特定任期付職員の給料月額を引上げ。 (13,000円~29,000円)
②期末手当、勤勉手当 (第8条)	年間の支給割合を期末手当0.025月分、勤勉手当0.075月分引上げ。(詳細は期末手当及び勤勉手当の改定内容)

※ R7.10.21現在、任期付職員は132名いるが、特定任期付職員ではないため、職員の給与に関する条例の給料表を適用している。

＜義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正による改正＞

区分	改正内容
①給料月額 (別表第四)	教育職給料表（一）、教育職給料表（二）の備考欄の3級（教頭）加算額の引上げ、4級（校長）加算の新設 • 教育職給料表（一） 3級加算 7,700円→11,500円 4級加算 3,800円（新設） • 教育職給料表（二） 3級加算 7,500円→11,500円 4級加算 4,000円（新設）
②義務教育等教員特別手当 (第19条の6)	• 義務教育等教員特別手当の支給額は、校務の種類（学級担任とそれ以外の業務）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して定めることを規定する。 • 月額の上限額を8,000円→8,200円に引上げ。

3 附則関係

① 施行期日

- ア 公布の日から施行し、給料月額、初任給調整手当、特地勤務手当に準ずる手当、宿日直手当の改正については、令和7年4月1日から適用する。
- イ 通勤手当の改正については、令和8年4月1日から適用する。
- ウ 期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げについては、令和7年12月期から適用する。
- エ 令和8年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合については、令和8年4月1日施行とする。
- オ 義務教育等教員特別手当の改正及び教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）の備考欄（3級及び4級の加算）の改正規定については、令和8年1月1日から適用する。

② 令和7年4月1日前の異動者の号給の調整

令和7年4月1日までに職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

③ 特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置

改正後の特地勤務手当に準ずる手当の規定は、令和4年4月2日から令和7年4月1日の前日までの間に採用となったことに伴って住居を移転した職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除く。）にも適用する。

④ 給与の内払

改正後の給与条例等を適用する場合においては、改正前の給与条例等に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等による給与の内払とみなす。

○ 令和7年度 期末・勤勉手当支給月数の改定内容

(別紙2)

1 一般職員

年 度	6月期			12月期			年 間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R7(改定前)	1.250	1.025	2.275	1.250	1.025	2.275	2.500	2.050	4.550
増 減				+ 0.025	+ 0.075	+ 0.100	+ 0.03	+ 0.08	+ 0.10
R7(改定後)	1.250	1.025	2.275	1.275	1.100	2.375	2.525	2.125	4.650
増 減	+ 0.0125	+ 0.0375	+ 0.050	-0.0125	-0.0375	-0.050			
R8	1.2625	1.0625	2.325	1.2625	1.0625	2.325	2.525	2.125	4.650

2 特定幹部職員(部長級・次長級)

年 度	6月期			12月期			年 間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R7(改定前)	1.050	1.225	2.275	1.050	1.225	2.275	2.100	2.450	4.550
増 減				+ 0.025	+ 0.075	+ 0.100	+ 0.03	+ 0.08	+ 0.10
R7(改定後)	1.050	1.225	2.275	1.075	1.300	2.375	2.125	2.525	4.650
増 減	+ 0.0125	+ 0.0375	+ 0.050	- 0.0125	- 0.0375	- 0.050			
R8	+ 1.0625	+ 1.2625	+ 2.325	+ 1.0625	+ 1.2625	2.325	2.125	2.525	4.650

3 定年前再任用短時間職員(暫定再任用)(一般のフルタイム職員・ハーフタイム職員)

年 度	6月期			12月期			年 間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R7(改定前)	0.7000	0.5000	1.200	0.7000	0.5000	1.200	1.400	1.000	2.400
増 減				+ 0.025	+ 0.025	+ 0.050	+ 0.025	+ 0.025	+ 0.050
R7(改定後)	0.7000	0.5000	1.200	0.725	0.525	1.250	1.425	1.025	2.450
増 減	+ 0.0125	+ 0.0125	+ 0.025	- 0.0125	- 0.0125	- 0.0250			
R8	0.7125	0.5125	1.225	0.7125	0.5125	1.225	1.425	1.025	2.450

4 定年前再任用短時間職員(暫定再任用)(特定幹部職員)

年 度	6月期			12月期			年 間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R7(改定前)	0.6000	0.6000	1.200	0.6000	0.6000	1.200	1.200	1.200	2.400
増 減				+ 0.025	+ 0.025	+ 0.050	+ 0.025	+ 0.025	+ 0.050
R7(改定後)	0.6000	0.6000	1.200	0.6250	0.6250	1.250	1.225	1.225	2.450
増 減	+ 0.0125	+ 0.0125	+ 0.025	- 0.0125	- 0.0125	- 0.0250			
R8	0.6125	0.6125	1.225	0.6125	0.6125	1.225	1.225	1.225	2.450

5 任期付研究員

年 度	6月期(期末)	12月期(期末)	年間(期末)
R7(改定前)	1.725	1.725	3.450
増 減		+ 0.050	+ 0.050
R7(改定後)	1.725	1.775	3.500
増 減	+ 0.025	- 0.025	+ 0.000
R8	1.750	1.750	3.500